

平成 26 年 6 月議会

第 5 委員会 報告資料

- | | |
|--|------|
| ○ 明るい町づくり照明灯の引き継ぎについて | 1 頁 |
| ○ 今後の汚泥処理処分計画について | 2 頁 |
| ○ 中部水処理センターにおけるバイオガス（消化ガス）の活用について | 4 頁 |
| ○ 席田雨水幹線築造工事請負契約の締結について | 7 頁 |
| ○ 雑餉隈第 4 雨水幹線築造工事請負契約の締結について | 13 頁 |
| ○ 福岡市の国家戦略特区について
【エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）】 | 19 頁 |

平成 26 年 6 月 26 日

道路下水道局

明るい町づくり照明灯の引き継ぎについて

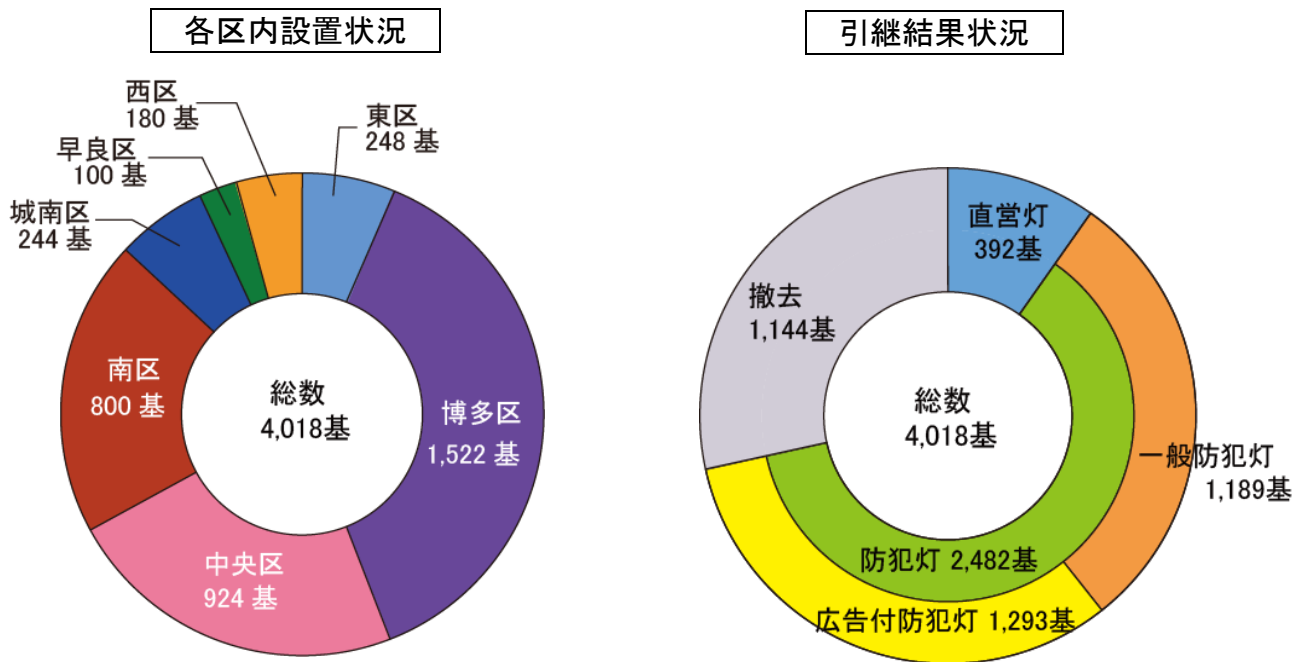
1. 経緯

あかまちとう

明るい町づくり照明灯（以下、明町灯）は、昭和40年代から明るい町づくり照明協会（昭和41年に明るい町づくり照明推進委員会発足後、昭和47年改名）により明るい町づくり運動の一環として道路照明の普及促進を目的に整備されてきたところである。

一方で地域の道路照明の整備も進み、一定の役割を終えたことから、平成25年度末をもって明るい町づくり照明協会が解散となったため、明町灯について市が管理する道路照明灯（以下、直営灯）及び地域の防犯灯として引き継ぎを行ったものである。

2. 明町灯の状況



3. 照明灯管理状況（H26.4月現在）

(基)

	H26. 3月現在	引継灯数	H26. 4月現在
直 営 灯	35,664	392	36,056
防 犯 灯	42,059	2,482	44,541
広告付防犯灯	0	1,293	1,293

今後の汚泥処理処分計画について

1. 汚泥処理処分の基本方針

平成23年1月の「福岡市下水汚泥等有効利用研究会」の審議等を踏まえ、汚泥処理処分の基本方針を下記のとおり定めている。

- 汚泥は有効な資源であり、資源循環の観点から全量有効利用を目標とする
- 処理処分方法は、焼却、セメント原料化、バイオマスエネルギーとしての利用等により、安定化と多様化を図る
- 汚泥処理処分の基本方針は、社会情勢の変化や新技術の動向等に合わせて適切に見直しを行う

2. 汚泥処理処分の実績及び現状の課題



※汚泥3t/日は、実験調査へ利用したため発生量と処分量の合計は一致しない。

3. 新たな汚泥処理処分方法の比較

汚泥処理処分の基本方針に基づき、バイオマスの有効利用や経済性、環境負荷の観点から比較した結果、燃料化が優位である。

処理処分方法	経済性				汚泥1t 当たり 円/t	有効利用(資源化)		環境 温室効果 ガス排出量 (t-CO ₂ /千t)	安定化 自己 処理率 (%)
	建設費	管理 運営費	処分費	合計		無機物 利用率	有機物 利用率		
	億円	億円/20年	億円/20年	億円/20年		(%)	(%)		
燃料化	43.6	47.5	-0.1	91	13,800	100	100	-96	100
下水汚泥(乾燥)ごみ混焼	13.4	28.4	56.2	98	15,300	0	0	159	100
焼却	49	51.3	6.2	106.5	16,100	100	0	254	100
民間コンポスト	—	—	85.8	85.8	13,000	100	100	507 (98)	0

※各処理処分方法は100t/日(50t/日×2基)の施設規模で算出

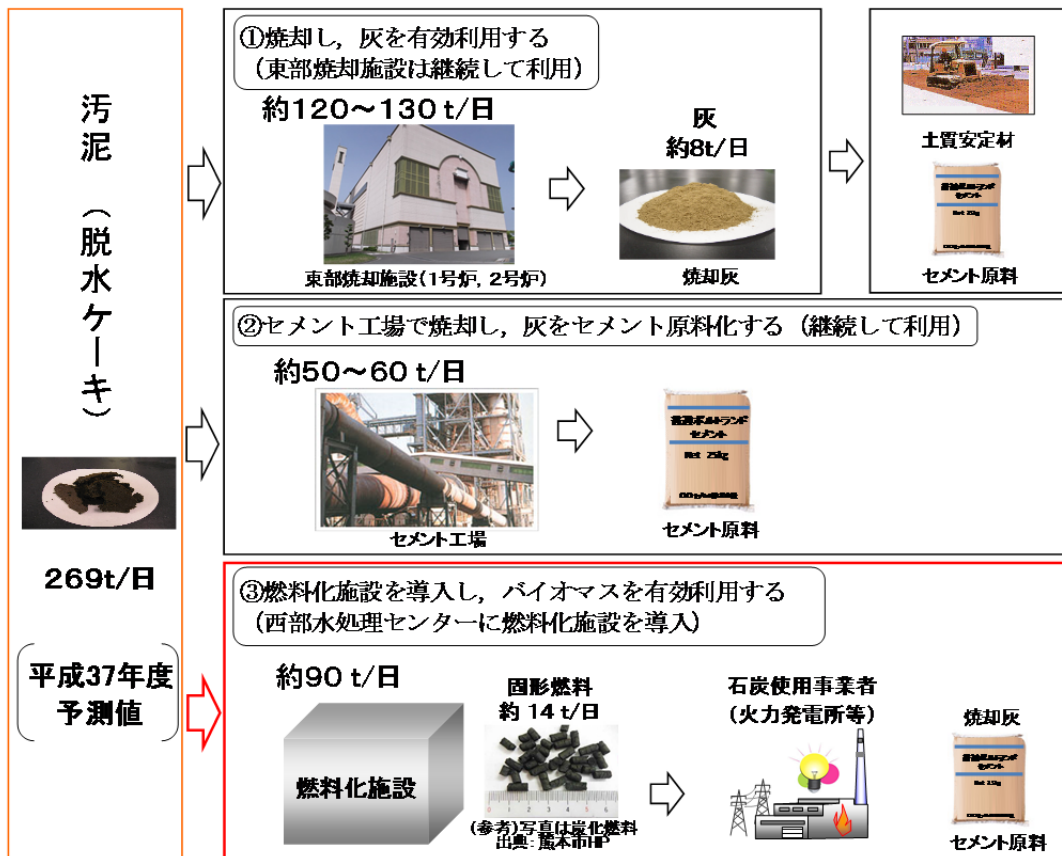
※民間コンポストの温室効果ガス排出量は本市コンポスト工場の実績より算出。()は本市近傍の民間コンポスト会社へのヒアリング結果

4. 新たな汚泥処理処分計画について

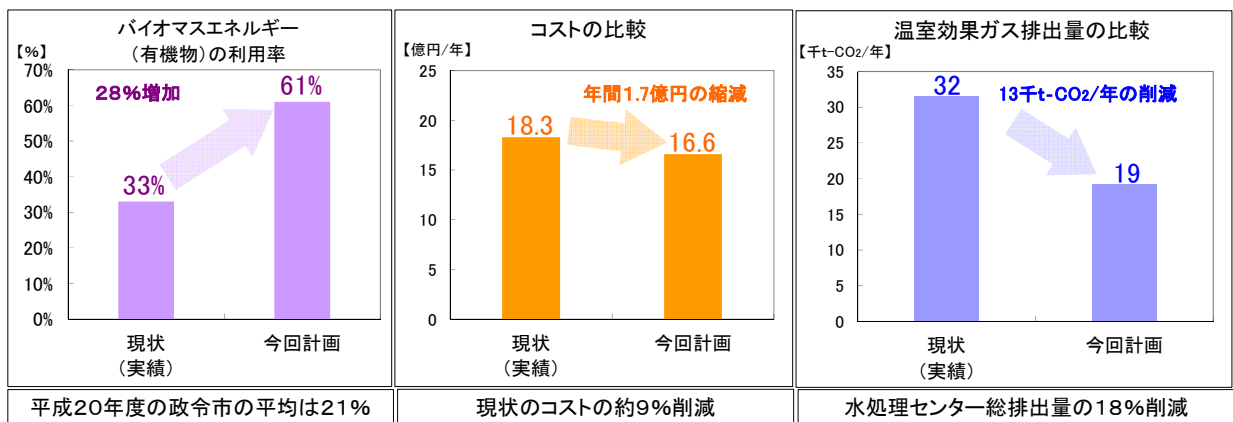
平成26年2月10日の「福岡市下水汚泥等有効利用研究会」での審議を踏まえ、新たな汚泥処理処分計画については、さらなるバイオマスの有効利用（有機物利用）や、コストと温室効果ガス排出量の削減を図るため、西部水処理センターにおいて、焼却炉の更新時に燃料化施設を導入する。

また、汚泥処理処分方法の民間活用の観点等から、セメント原料化に加えコンポストの利用等も含め多様化について検討していく。

①新たな汚泥処理処分の体系



②燃料化施設の導入に伴い予測される効果



5. 今後のスケジュール（予定）

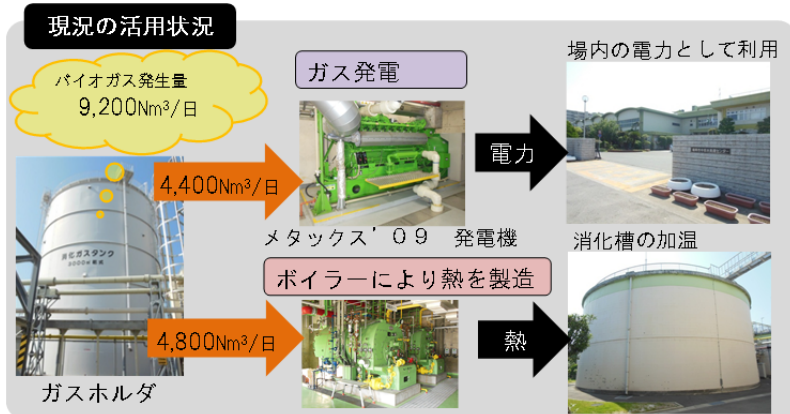
平成26年11～12月 燃料化施設の事業スキーム（発注方式・契約形態）等の検討状況について「福岡市下水汚泥等有効利用研究会」へ報告

中部水処理センターにおけるバイオガス（消化ガス）の活用について

1. バイオガスの活用状況

(1) 現況の活用状況

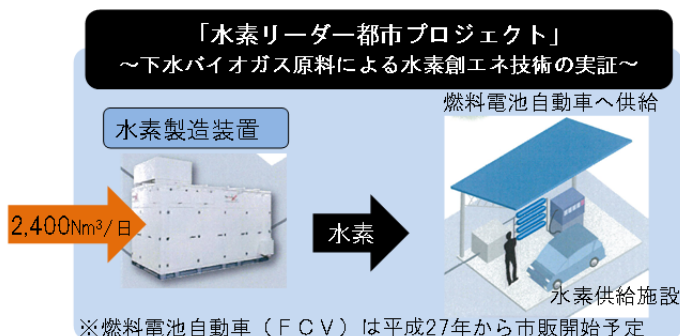
中部水処理センターでは、約 9,200Nm³/日（H26 年度計画値）のバイオガスが発生しており、現況では、場内の電力利用を目的としたガス発電や消化槽の加温用ボイラーの燃料として活用している。



＜参考＞Nm³(ノルマル立方メートル)
N (ノルマル) とは、0℃, 1気圧の標準状態を表す。
主にガス量等を示す場合に用いる。

(2) 水素リーダー都市プロジェクト

平成 26 年度に、国土交通省の「下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)」の事業採択を受け、2,400Nm³/日のバイオガスを水素創エネルギー実証事業に活用する。



○共同研究体

三菱化工機(株)・豊田通商(株)・九州大学・福岡市

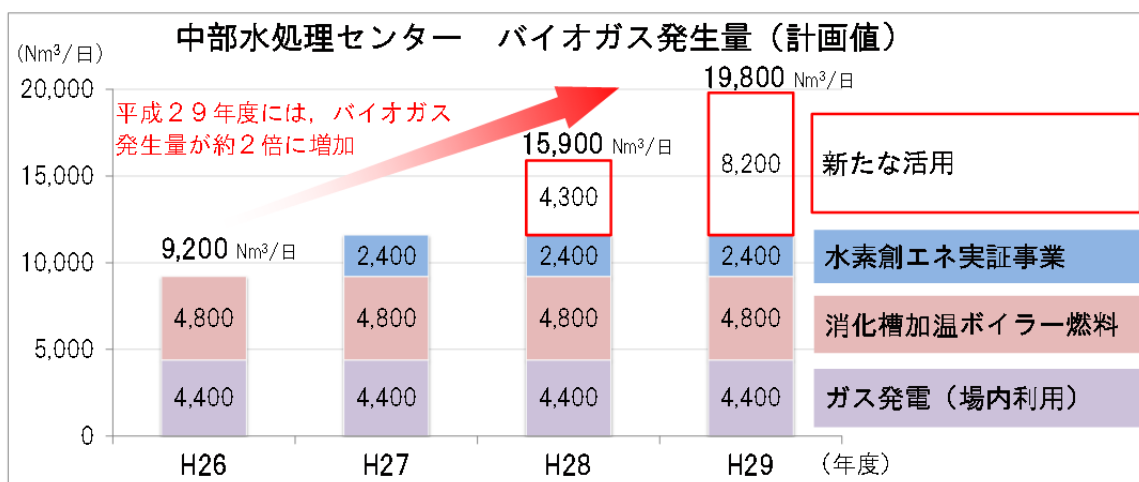
○スケジュール

平成 26 年 7 月 着工
平成 27 年 春 水素製造開始予定

2. バイオガス発生量の予測

現在、平成 28 年度の完成を目指して、汚泥の消化方式を、二段消化から、高温高濃度の一段消化に変更するための改造工事を段階的に進めている。

これまで、一部の汚泥は未消化のまま脱水して、セメント原料化していたが、消化能力の増加により、全量消化が可能となることから、バイオガス発生量が現在の約 2 倍に増加すると予測している。



3. バイオガスの新たな活用について

(1) 活用方法の比較

平成 29 年度までに増加する 8,200 Nm³/日のバイオガスの活用について、再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) も含め検討した。

活用方法の比較検討の結果、経済性に優れている、ケース 3 の固定価格買取制度 (FIT) を活用した民間事業者によるガス発電事業の導入を図る。

事業方法	事業概要	国交付金対象	市負担額				便益	収益	
			建設費			維持管理費			合計
			発電設備等 ① 百万円	売電用追加設備 ② 百万円	小計 ③=①+② 百万円				
ケース 1	市がガス発電設備を整備し場内電力として利用する	○	※1 793 (1,763)	—	793	862	1,655	※2 1,782	127
ケース 2	市がガス発電設備等を整備しFITを活用して直接電力会社へ売電し収入を得る	×	1,763	513	2,276	862	3,138	※3 3,815	677
ケース 3	公募で選定した民間事業者がガス発電設備を整備しFITを活用して電力会社へ売電し市はガス売却及び貸地により収入を得る	×	—	—	—	—	—	※4 900	900

※1. ()内の数値は国交付金を含む ※2. 電力利用の削減費 ※3. 売電収入 ※4. ガス売却及び貸地による収入。ガス売却単価は 15円/Nm³、貸地は1,150千円/年 (2,300円/m²/年×面積500m²) で算出。

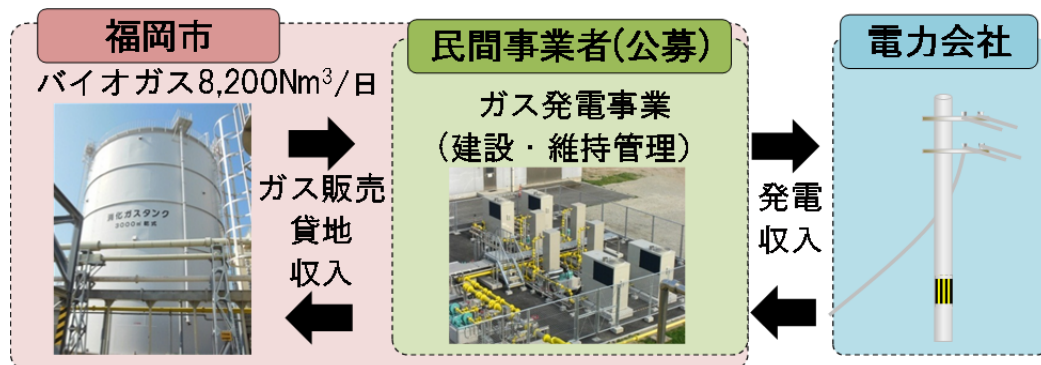
<参考>再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT : Feed In Tariff)

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー源 (太陽光, 風力, 水力, 地熱, バイオマス) を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者に調達を義務づけるもので、平成 24 年 7 月 1 日に施行された。

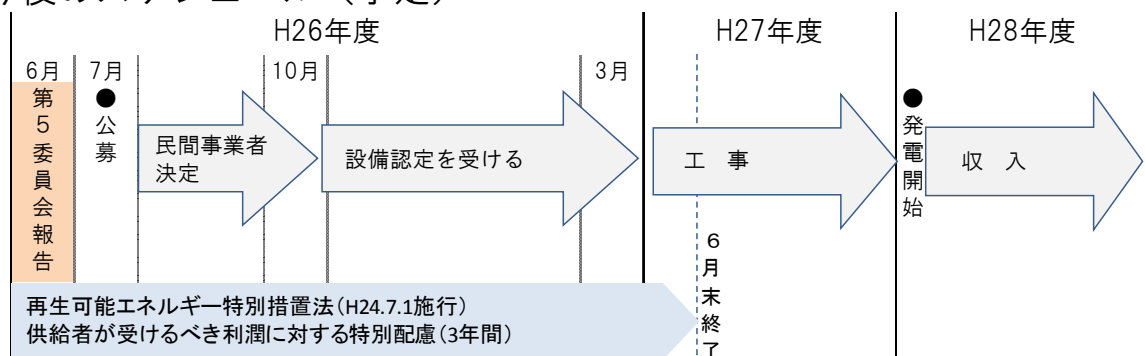
本制度は、施行日から 3 年間に限り、供給者が受けるべき利潤に特に配慮がなされる。

平成 26 年度におけるバイオマス発電の調達価格は 1 kWh あたり 39 円、期間は発電開始から 20 年間。

(2) 事業イメージ(ケース 3)



4. 今後のスケジュール (予定)



席田雨水幹線築造工事請負契約の締結について

工事件名	席田雨水幹線築造工事				
工事概要	福岡市博多区月隈1丁目の浸水対策を目的として、雨水幹線の整備を行うもの。		摘 要		
	工事延長	L = 1 2 2 3 . 0 m	平成26年度支払い予定額 620,100,000円		
	工 法	シールド工法 内径φ1,650mm	平成27年度支払い予定額 626,325,840円		
工事場所	福岡市博多区 月隈1丁目, 東平尾1, 2, 3丁目外地内				
工事期間	平成26年4月8日から平成28年3月15日まで				
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札				
開札年月日	平成26年4月3日(木)				
落札業者	フジタ・九州総合・才田建設工事共同企業体 代表者 福岡市博多区下川端町1番1号 株式会社フジタ 九州支店 上席執行役員支店長 工藤 強				
契約金額	1,246,425,840円(うち消費税及び地方消費税額 92,327,840円) 落札率88.4%				
予定価格	1,408,514,400円(うち消費税及び地方消費税額 104,334,400円)				
最低制限価格	1,246,425,840円(うち消費税及び地方消費税額 92,327,840円)				
入札等経緯 及び結果	入札参加業者		技術評価点(A)	入札金額(B)	評価値
	区 分	業 者 名	標準点(100点)+加算点	(単位:円)	(A)/(B)×α
	外1 地2	フジタ・九州総合・才田建設工事共同企業体	134.696	1,154,098,000	116.7110
	外2 地1	安藤ハザマ・アイサワ・九州高压建設工事共同企業体	134.038	1,154,098,000	116.1409
	外1 地2	前田・アスミオ・西部建設工事共同企業体	132.962	1,154,098,000	115.2085
	外2 地1	浅沼・広成・岩崎建設工事共同企業体	131.021	1,154,098,000	113.5267
	外1 地2	西武・松山・原通信建設工事共同企業体	129.033	1,154,098,000	111.8041
	外2 地1	竹中・へいせい・矢西建設工事共同企業体	124.528	1,198,500,000	103.9032
	外2 地1	西松・大本・日光建設工事共同企業体	-	辞退	

※区分の、外＝地場外、地＝地場

技術評価項目の内容

席田雨水幹線築造工事

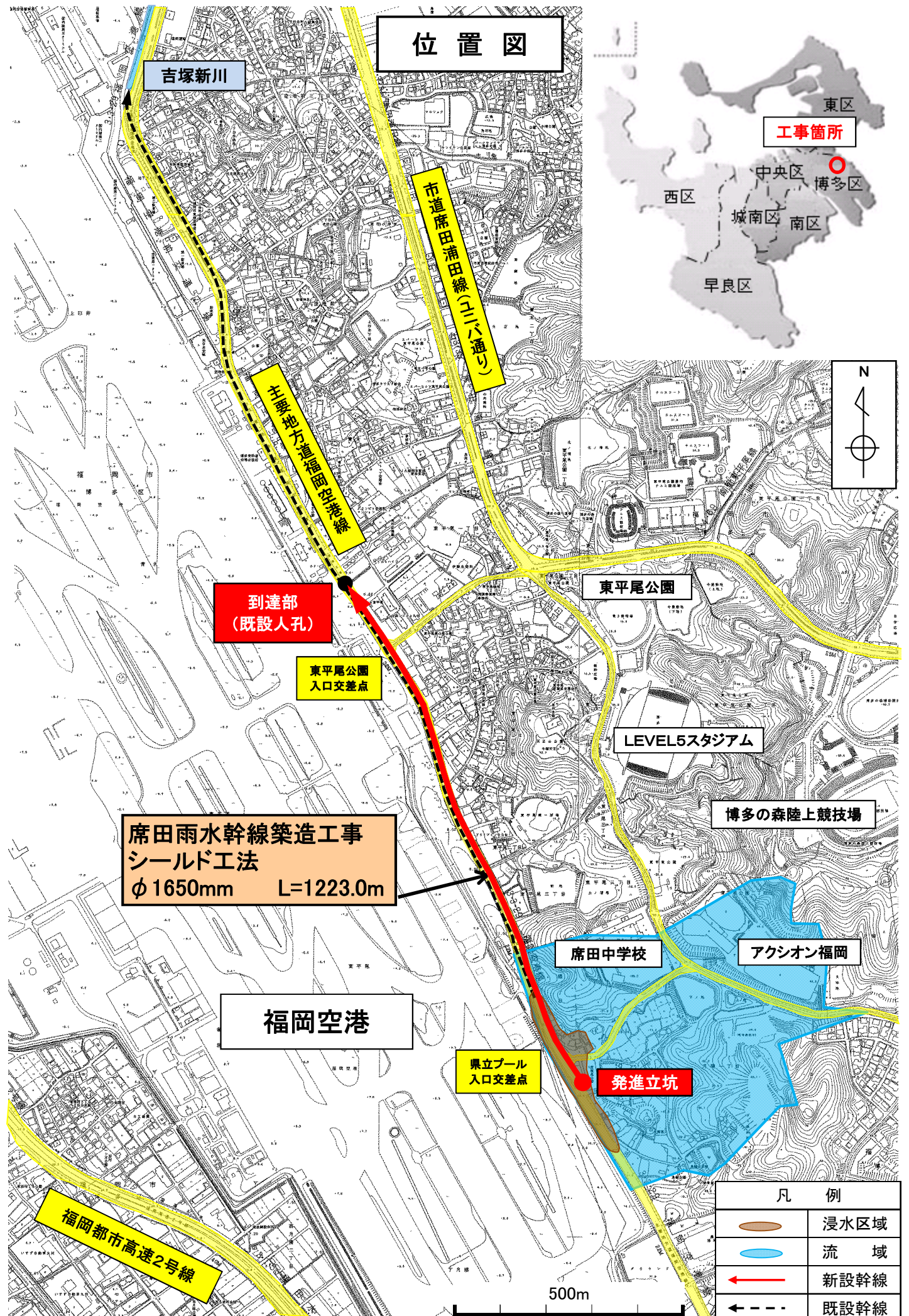
評価分類		評価項目	着目点等
提案項目	技術提案	シールド工の確実な掘進について	本工事のシールド工では、頁岩層、花崗岩層、沖積層及び、断層の影響を受けたものと推測される層など、土質変化の著しい地盤となっているため、安定した掘進を行い一次覆工を完成させることが重要である。よって、シールド工の確実な掘進について、より具体的で有効な提案を求める。
		到達部の安全で確実な施工について	本工事の到達部は、交通量の多い幹線道路(車道)内の既設人孔へ直接接続することとしている。当該人孔は、供用中の雨水幹線サイフォン部で、接続部の土質は、せい弱な層が想定される。このため、人孔内外の止水を確実にを行い、地表への影響を考慮し、安全に施工することが重要となる。よって、到達部の施工における安全で確実な施工について、より具体的で有効な提案を求める。
		発進立坑部における交通安全管理について	発進立坑部については、交通量の多い道路2路線に接道しており、また、交差点、バス停にも近接している。このため、立坑用地への車両の出入りに際しては、十分な安全対策が重要となる。よって、発進立坑部における交通安全管理について、より具体的で有効な提案を求める。
	地場企業の活用	地場企業への下請計画	当該工事において、請負予定額に占める地場外への下請予定額の割合が低い者から段階的に評価する。
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	H16年4月1日～H25年4月30日間に福岡市が評定通知した工事の内、任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		工事成績優良業者の表彰実績	H24年2月6日～H26年2月5日間に福岡市が工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		同種工事の施工実績	H15年4月1日～H26年2月5日間に竣工した仕上り内径1650mm以上の泥土圧式シールド工事の施工実績により評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		品質管理への取り組み	ISO9001の取得があれば優位に評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	配置予定技術者の能力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
		同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に同種工事の施工経験（監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る）があれば優位に評価する（CORINS登録対象）。
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献	福岡市より「障がい者雇用企業」「環境配慮型事業所」「次世代育成・男女共同参画支援企業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		災害対策協力企業	福岡市と災害対策に関する基本協定を締結した団体に所属する企業を優位に評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		本店所在地	入札公告日時時点で本市に本店所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に登録された期間（地場としての継続期間）が長い企業を優位に評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)

福岡市総合評価方式対象工事 技術評価項目毎評価点一覧

席田雨水幹線築造工事

(評価型式)		技術評価項目毎の評価点(加算点内訳)									加算点 合計 (a)	標準点 (b)	技術評価 点 (a+b)
		提案項目				企業評価項目							
I型	配点→	技術提案			地場企業 の活用	提案 項目 計	企業 の 施工 能力	技術者 の 能力	社会 貢献 ・ 地域 貢献	企業 評価 項目 計	加算点 合計 (a)	標準点 (b)	技術評価 点 (a+b)
		項目1	項目2	項目3	項目4								
		シールド 工の確実 な掘進に ついて	到達部の 安全で確 実な施工 について	発進立坑 部におけ る交通安 全管理に ついて	地場企業 への下請 計画								
入札参加者名	配点→	10.0	10.0	10.0	1.0	31.0	7.0	2.0	3.5	12.5	43.5	100.0	143.5
フジタ・九州総合・才田建設 工事共同企業体		9.250	8.000	9.000	0.800	27.050	3.645	2.000	2.001	7.646	34.696	100.0	134.696
安藤ハザマ・アイサワ・九州 高圧建設工事共同企業体		7.250	10.000	9.250	1.000	27.500	3.955	2.000	0.583	6.538	34.038	100.0	134.038
前田・アスミオ・西部建設 工事共同企業体		7.250	8.000	8.000	1.000	24.250	4.711	2.000	2.001	8.712	32.962	100.0	132.962
浅沼・広成・岩崎建設工事 共同企業体		7.250	8.000	7.750	1.000	24.000	4.022	2.000	0.999	7.021	31.021	100.0	131.021
西武・松山・原通信建設工事 共同企業体		5.250	6.500	8.500	1.000	21.250	3.866	2.000	1.917	7.783	29.033	100.0	129.033
竹中・へいせい・矢西建設 工事共同企業体		9.250	3.250	6.250	0.600	19.350	2.512	2.000	0.666	5.178	24.528	100.0	124.528
西松・大本・日光建設工事 共同企業体		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

位置図



到達部
(既設人孔)

東平尾公園
入口交差点

席田雨水幹線築造工事
シールド工法
φ1650mm L=1223.0m

福岡空港

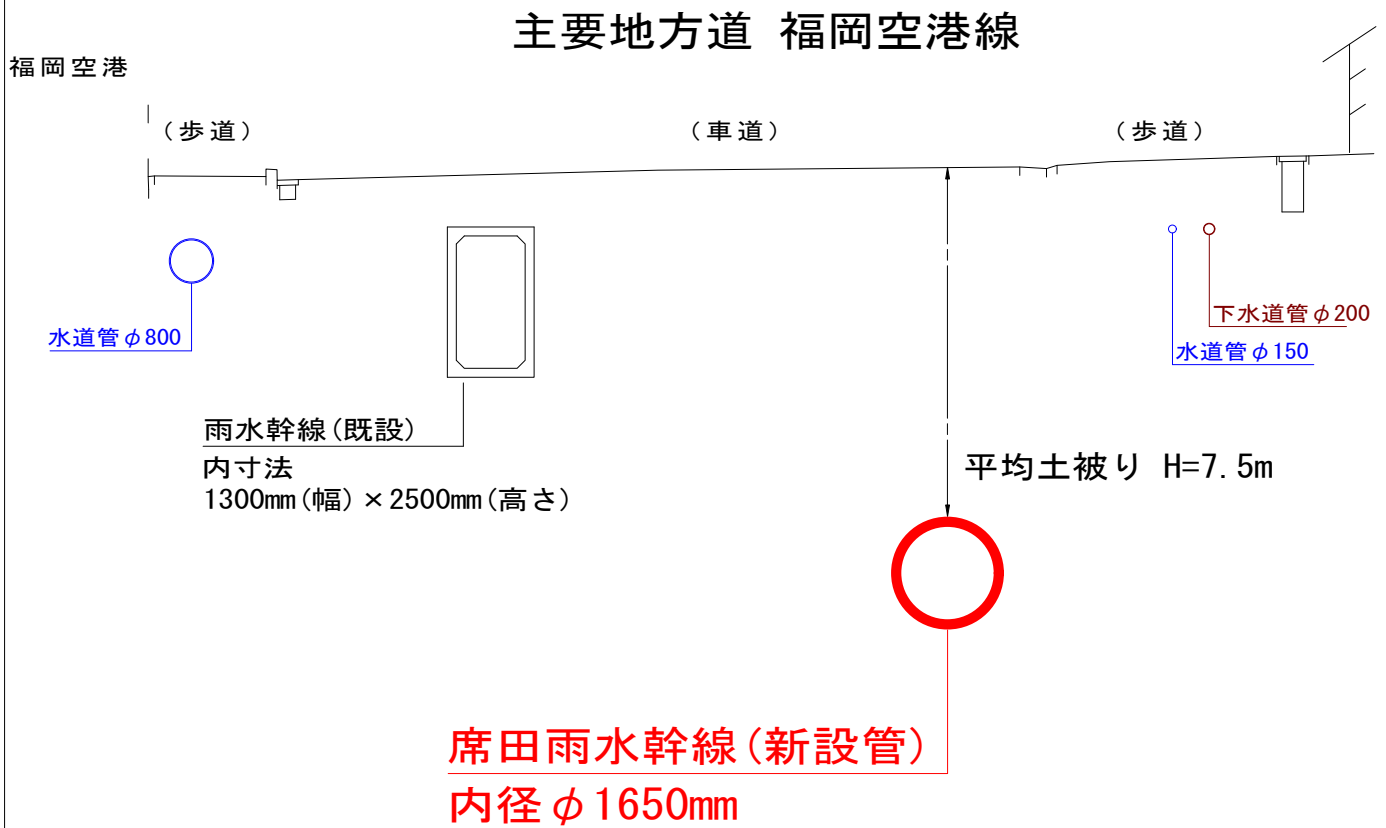
東立プール
入口交差点

発進立坑

福岡都市高速2号線

凡 例	
	浸水区域
	流域
	新設幹線
	既設幹線

標準断面図 (シールド工法)



雑餉限第4雨水幹線築造工事請負契約の締結について

工事件名	雑餉限第4雨水幹線築造工事				
工事概要	福岡市博多区竹丘町, 東雲町地区の浸水対策を目的として, 雨水幹線の整備を行うもの。 工事延長 L = 625.5m 工 法 推進工法 内径φ1,500mm			摘 要	
				平成26年度支払い予定額 329,557,000円 平成27年度支払い予定額 399,876,080円	
工事場所	福岡市博多区 竹丘町3丁目, 東雲町4丁目外地下内				
工事期間	平成26年6月11日から平成28年3月15日まで				
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札				
開札年月日	平成26年6月6日(金)				
落札業者	福東・オカトク建設工事共同企業体 代表者 福岡市博多区博多駅南3丁目20-21 福東 株式会社 代表取締役 兼安 勝介				
契約金額	729,433,080円(うち消費税及び地方消費税額 54,032,080円)落札率88.1%				
予定価格	827,874,000円(うち消費税及び地方消費税額 61,324,000円)				
最低制限価格	729,433,080円(うち消費税及び地方消費税額 54,032,080円)				
入札等経緯 及び結果	入札参加業者		技術評価点(A)	入札金額(B)	評価値
	区 分	業 者 名	標準点(100点)+加算点	(単位:円)	(A)/(B)×α
	地2	福東・オカトク建設工事共同企業体	131.150	675,401,000	19.4180
	地2	アスミオ・西部建設工事共同企業体	126.067	675,401,000	18.6655

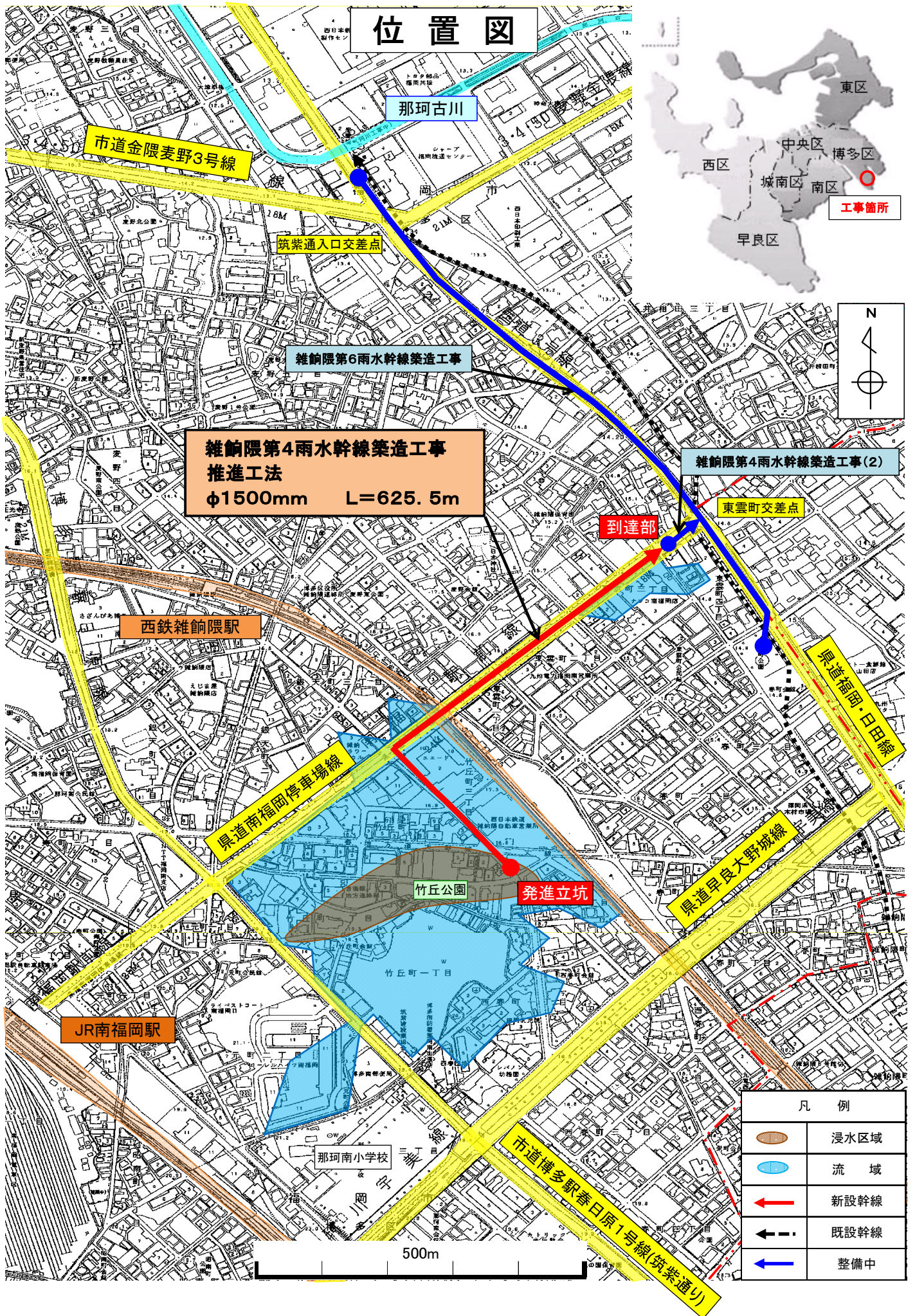
※区分の, 外=地場外, 地=地場

技術評価項目の内容

雑餉隈第4雨水幹線築造工事

評価分類		評価項目	着目点等
提案項目	技術提案	確実な掘進について	本工事の掘進部は、砂混じり粘土層、礫混じりシルト砂層等の互層区間であり、発進後に急曲線（R＝30）を通過し、その後が比較的長い推進区間となるため、確実な掘進について、より具体的で有効な提案を求める。
		発進立坑部における周辺住民への環境配慮について	本工事の発進立坑部は、建物が近接しており、また長期間において現道を占用したなかでの施工となるため、周辺住民への環境配慮について、より具体的で有効な提案を求める。
	地場企業への活用	地場企業への下請計画	当該工事において、請負予定額に占める地場外への下請予定額の割合が低い者から段階的に評価する。
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	H16年4月1日～H25年4月30日間に福岡市が評定通知した工事の内、任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		工事成績優良業者の表彰実績	H24年4月10日～H26年4月9日間に福岡市が工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		同種工事の施工実績	H16年4月1日～H26年4月9日間に竣工した泥濃式推進工事の施工実績により評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		品質管理への取り組み	ISO9001の取得があれば優位に評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	配置予定技術者の能力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
		同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に同種工事の施工経験（監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る）があれば優位に評価する。 (CORINS登録対象)
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献	福岡市より「障がい者雇用企業」「環境配慮型事業所」「次世代育成・男女共同参画支援企業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		災害対策協力企業	福岡市と災害対策に関する基本協定を締結した団体に所属する企業を優位に評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		本店所在地	入札公告日時時点で本市に本店所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に記載された期間（地場としての継続期間）が長い企業を優位に評価する。 (JV案件：各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)

位置図



**雑餉隈第4雨水幹線築造工事
推進工法**
φ1500mm L=625.5m

雑餉隈第4雨水幹線築造工事(2)

到達部

東雲町交差点

西鉄雑餉隈駅

県道南福岡停車場線

竹丘公園

発進立坑

県道早良大野城線

JR南福岡駅

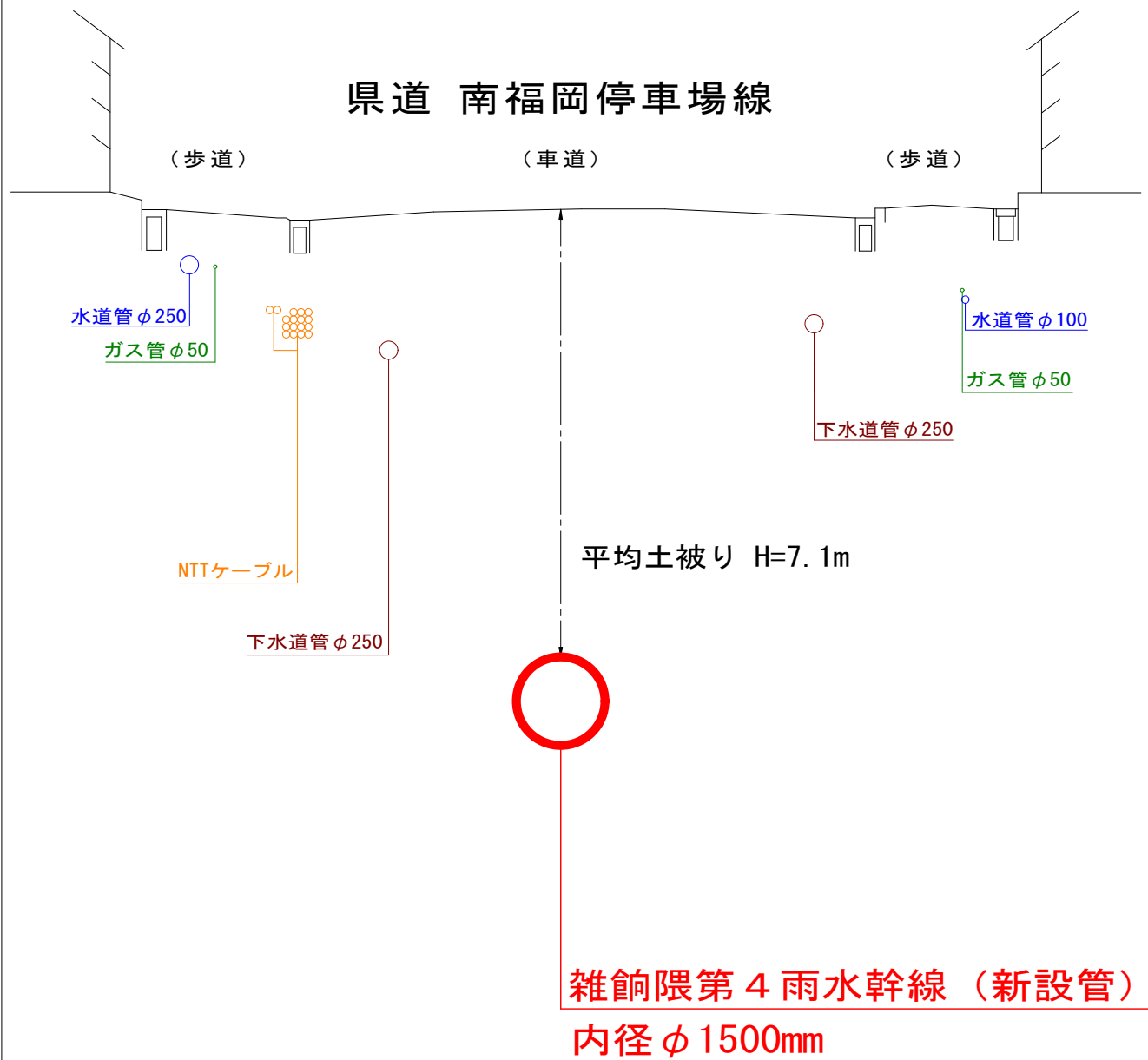
那珂南小学校

市道博多駅前春日原1号線(筑紫通り)

凡例	
	浸水区域
	流域
	新設幹線
	既設幹線
	整備中

500m

標準横断図 (JR南福岡駅→東雲町交差点)
(推進工法)

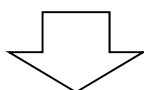


福岡市の国家戦略特区について

【エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）】

■エリアマネジメントの民間開放に係る道路占用基準の緩和について

- ・「エリアマネジメントの民間開放」については、平成26年5月1日に国から福岡市に示された区域方針の1つであり、今後、国家戦略特別区域法（以下「特区法」という。）第8条に基づき、特区の区域内において実施しようとする特定事業の内容や事業主体に関する事項を区域計画に定め、特区法第17条の規定により、道路法の特例措置の適用を受けることとされている。
- ・道路を占用する際には、道路管理者は道路法第33条第1項の規定により、無余地性の基準に照らして道路占用許可の判断を行っているが、今回の特区の趣旨を踏まえ、当該基準の緩和を行うことで、特区の区域内では、都市における国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等の道路空間の有効活用を行うことが可能となるものである。



当該基準の緩和に際し、道路管理者として道路法及び国家戦略特区の趣旨を総合的に鑑み、適切に対応していく。

エリアマネジメントの民間開放

(ア) 国家戦略特区道路占用事業について

道路法第 33 条第 1 項の規定により、道路管理者は、無余地性の基準に照らして道路占用許可をしているが、当該特区区域内では、都市における国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェ等の道路空間の有効活用を行うことが可能となるよう、当該基準の緩和を行うもの。

(イ) 福岡市における実施の背景と目的

MICE 推進の課題として、地域の独自性や特別感が感じられる施設や空間を MICE の開催場所として活用することが海外に比べて遅れを取っており、福岡市においてもその積極的な展開が求められている。このため、公道を活用した催事等を実施することにより、MICE の誘致・開催促進を図る。また、MICE 参加者にとっても魅力的なまちの賑わいを演出するために、地域団体等が取り組むエリアマネジメント活動の一環として公道を活用した賑わいイベントを実施し、地域経済の活性化に寄与する。

(ウ) 福岡市における国家戦略道路占用事業について

【事業主体】

(公財)福岡観光コンベンションビューロー (Meeting Place Fukuoka) や We Love 天神協議会など民間主体とともに、福岡市が共同して実施する

【実施場所】

天神、博多駅周辺の特定路線

【実施内容】

MICE 開催の歓迎イベント、飲食ブースやオープンカフェ等の設置、まちの活気や地域性を感じられる地域イベント等を実施するとともに、道路交通環境の維持向上を図るために、清掃活動や自転車マナーの啓発等をあわせて行う。

【実施期間】

内閣総理大臣による国家戦略特別区域計画の認定以降に実施

【関係機関の合意】

区域計画に道路占用事業を定めるときには、福岡県公安委員会の同意が必要

関係法令（抜粋）

○国家戦略特別区域法（平成25年12月13日法律第107号）

（区域計画の認定）

第八条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域の名称

二 第六条第二項第一号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項

三 前号に規定する特定事業ごとの第十三条から第二十七条までの規定による規制の特例措置の内容

四 前二号に掲げるもののほか、二号に規定する特定事業に関する事項

五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

3～10 略

（道路法の特例）

第十七条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項二号に規定する特定事業として、国家戦略道路占用事業（国家戦略特別区域内において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び次項において「施設等」という。）のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路（同法による道路をいう。以下この項及び次項において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものを促進する事業をいう。以下この条及び別表の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域に係る道路管理者（同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

二 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略道路占用事業に係る施設等の種類ごとに当該施設等を設ける道路の区域を定めるものとする。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略道路占用事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該区域計画に定めようとする前項の区域を管轄する都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

4 略

○道路法（昭和27年6月10日法律第180号）

（道路の占用の許可基準）

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 略